

戸塚区剣道連盟規約

第1章 総則

第1条 この連盟は戸塚区剣道連盟（以下本連盟という）と称し、事務局を総務部長宅（横浜市戸塚区平戸3-6-17-402小幡景吾）に置く。

第2条 本連盟の会員は、神奈川県剣道連盟（以下県連という）、横浜市剣道連盟（以下市連という）の登録会員で戸塚区内の剣道、居合道に精励する者及びこの道に理解を持ちその発展に寄与する者をもって組織する。

第3条 本連盟は剣道、居合道の普及振興を通じて青少年の健全育成と人間形成に資するとともに、会員相互の親睦・融和を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、県連・市連に所属し理事会の決議により必要などころに支部を置くことができる。

第2章 事業

第5条 本連盟は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員の技術向上を図るため稽古会及び講習会の開催
2. 大会の開催、又は各種大会に選手の派遣
3. 支部等の依頼に応じ指導者の派遣
4. 級審査の実施
5. その他目的達成に必要と認める事業

第3章 会員・組織

第6条 本連盟の会員は次のとおりとする。

1. 正会員は支部会員とし、県連・市連に登録された者をもって組織する。
2. 賛助会員は本連盟の主旨に賛同し、所定の会費または、寄付金を納入した者とする。

第7条 年会費は別に定める規程により原則として年度当初支部を通じて納入するものとする。

第4章 役員

第8条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 常任理事 若干名
5. 理事 若干名
6. 県連理事（会長、副会長、理事長の中から会長が指名する）
7. 市連理事（会長、副会長、理事長の中から会長が指名する）

8. 監 事 2名

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、理事長、監事は理事会において選出する。
2. 理事の選出は別に定める規程により支部長及び会長が推薦した者とする。
3. 常任理事は理事の互選による。ただし、会長推薦の常任理事若干名を理事会の承諾を得て定め会長が委嘱する。

第10条 本連盟の役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本連盟を代表し、会務を統括し理事会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
3. 理事長は会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき本連盟の事務を掌握し、常任理事会の議長となる。
4. 常任理事は常任理事会を組織し、別に定める規程により次の各事業を分掌し、理事会の決議に基づく業務の執行処理に当たる。
 - (1) 総務に関すること
 - (2) 大会に関すること
 - (3) 級審査に関すること
 - (4) 教育に関すること
 - (5) 会計に関すること
5. 理事は理事会を組織し、本連盟の主要業務を決議する。
6. 県連理事は県の理事会に出席し、結果を常任理事会に報告する。
7. 市連理事は市の理事会に出席し、結果を常任理事会に報告する。
8. 監事は業務及び会計を監査し、理事会に報告する。

第11条 役員任期は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 名誉会長及び顧問等

第12条 本連盟には名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は理事会の決議を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び参与は会長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

第13条 本連盟の会議は、理事会及び常任理事会とする。

第14条 理事会は本連盟の最高決議機関であり役員をもって構成し次の事項を決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選出

- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) その他会長が必要と認めた事項

2 理事会は年1回会計年度終了後会長が招集し開催する。また必要に応じて臨時会を開くことができる。

第15条 常任理事会は、本連盟の執行機関として会長、副会長、理事長、常任理事をもって構成し、次の事項を処理する。

- (1) 理事会で委任された事項
- (2) 本連盟で運営に必要な事項

2 常任理事会は必要に応じて理事長が招集する。

第16条 本連盟の会議及び議事は、定員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き議事を決定することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

2 本連盟の会議の議事は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところとする。

第7章 会 計

第17条 本連盟の経費は会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第18条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 本連盟の決算は4月末日までに終了し、監事の監査を受け理事会に報告し承認を受けなければならない。

第20条 本連盟の開催する事業及び大会には参加料を徴収することができる。

第8章 報酬・その他

第21条 本連盟の役員は無給とする。

2 職務遂行のため必要とする経費は別に定めるところにより支給することができる。

第22条 本連盟の役員等に慶弔があった場合は別に定める規程により、支給することができる。

第23条 この規約の施行に当たり必要な細部規程は常任理事会の決議を経て別に定める。

付 則

1. 本規約は昭和31年4月1日より施行する。
2. 本規約の改正は昭和36年12月20日より施行する。
3. 本規約の改正は昭和57年5月16日より施行する。
4. 本規約の改正は昭和62年4月1日より施行する。
5. 本規約の改正は平成5年5月12日より施行する。

6. 本規約の改正は平成8年5月11日より施行する。
7. 本規約の改正は平成20年4月27日より施行する。

理事の推薦に関する規程

- 第1条 この規程は規約第9条に基づき、理事の推薦について必要事項を定める。
- 第2条 支部長及び会長が推薦する理事の定数は次のとおりとする。
1. 支部長推1理事は、各支部1名とする。
 2. 会長推薦理事は、10名以内とする。
- 第3条 常任理事の定数は10名以内とする。
- 第4条 支部長は支部所属正会員の中から指導者として会員の指導育成に専念している者、又は、支部の発展に貢献している者を推薦するものとする。
- 第5条 会長は第4条の規定を準用して推薦するものとする。
- 第6条 支部長は推薦する理事を決定したときは速やかに理事長に報告するものとする。

付 則

1. この規程は平成5年5月12日より施行する。
2. この規程の改正は平成20年4月27日より施行する。

常任理事の事務分掌に関する規程

- 第1条 この規程は本連盟規約第10条4項に基づき、常任理事の事務分掌を定める。
- 第2条 本連盟に次の部を置き、常任理事はいずれかの事務を担当するものとする。
- (1) 総務部（事務局）
 - (2) 大会部
 - (3) 級審査部
 - (4) 教育部
 - (5) 会計部
2. 前項の各部に部長及び次長を置く。
 3. 部長は担当事務を総括し、次長は部長を補佐し、部長事故あるときはその事務を代行する。
- 第3条 各部の事務は次のとおりとする。
1. 総務部（事務局）
 - (1) 理事会、常任理事会の開催に関すること。
 - (2) 公印の保管及び備品の管理に関すること。

- (3) 会員登録、名簿に関する事。
- (4) 各部の事業、事務分担の調整に関する事。
- (5) 段、称号審査の受付に関する事。
- (6) 規約等の改廃に関する事。
- (7) 他の部に属さない事。

2. 大会部

- (1) 大会の企画、立案及び実施に関する事。
- (2) 大会の受付に関する事。
- (3) 支部が開催する各種大会の指導に関する事。

3. 級審査部

- (1) 級位審査の企画、立案及び実施に関する事。
- (2) 級審査の受付に関する事。
- (3) 級位審査会の審査員及び係員の依頼に関する事。

4. 教育部

- (1) 合同稽古等の企画、立案及び実施に関する事。
- (2) 剣道形、審判法等の講習会の開催に関する事。
- (3) 情報の収集及び提供に関する事。

5. 会計部

- (1) 会費等の収入及び管理に関する事。
- (2) 諸経費等の支出に関する事。
- (3) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類の整備に関する事。
- (4) 予算書、決算書の作成に関する事。

第4条 常任理事は大会、級審査等にあつては全員で当たる。

付 則

- 1. この規程は平成5年5月12日より施行する。
- 2. この規程の改正は平成20年4月27日より施行する。

級位審査規程

第1条 本連盟が行う1級以下の審査は県連の級位審査規程の定めるところによる。

第2条 級位は初段の下位に属する階級で1級より8級まで8段階とし、受審する者の年令、年限は規制しない。

第3条 級位を受審する者は本連盟の正会員であること。

第4条 級位の審査は支部に委託して行うことができる。

第5条 級位の審査会は教士又は、6段以上の審査員3名をもって構成し2名以上の同意により合格とする。

2 審査員は年令満80歳以下とする。

第6条 級位を有しない者に対しては、下記のとおり年令に応じ級位の認定審査を受けることができる。

1 6歳以上－1級 高校1年以上

1 2歳以上－2級 中学1年以上

第7条 級位合格者には県連会長の所定の級位証書を授与する。

第8条 級位の審査に伴う審査料、登録料は次のとおりとする。

受審級	審査料	合格登録料（年会費含む額）
1級	1,500円	2,000円（一般:5,500円） （高校生以下:3,300円）
2級以下	1,000円	500円

第9条 審査を委託された支部は、次の事項を記入した合格者名簿を会長に報告しなければならない。

1. 氏名 生年月日
2. 住所
3. 合格級
4. 審査日
5. 審査員氏名

付 則

1. この規程は昭和51年4月1日より施行する。
2. この規程の改正は昭和62年4月1日より施行する。
3. この規定の改正は平成5年5月12日より施行する。
4. この規程の改正は平成8年4月1日より施行する。
5. この規程の改正は平成20年4月27日より施行する。

会員の年会費の額を定める規程

第1条 この規程は規約第7条に基づき、会員の会費について定める。

第2条 正会員の会費は次のとおりとする。

1. 1級以上の者

区 分	金 額
称号受有者	5,000円
一般（含む大学生）者	3,500円
高校生（相当学齢）以下	1,300円

2. 2級以下

区 分	金 額	内 訳	
		本連盟	支 部
全 員	600円	300円	300円

第3条 賛助会員の年会費は常任理事会で定める。

付 則

1. この規程は昭和51年7月7日より施行する。
2. この規程の改正は平成元年5月31日より施行する。
3. この規程の改正は平成8年4月1日より施行する。
4. この規程の改正は平成20年4月27日より施行する。

慶弔金支給規程

第1条 規約第22条に基づき、慶弔金の支給について定める。

第2条 本連盟の役員等に慶弔があった場合は、次により支給する。

第3条 本連盟の役員等が称号及び6段以上を取得したとき次の祝い金を支給する。

1. 範士及び8段を取得したとき 20,000円
2. 6段又は7段を取得したとき 10,000円

第4条 役員又はその配偶者が次の各号に該当したとき、見舞金又は慶弔金を支給する。

1. 役員が2週間以上入院したとき 10,000円以内
2. 役員又はその配偶者が死亡したとき
本人 50,000円
配偶者 30,000円

第5条 その他本連盟が特に必要と認めるときは、第4条の慶弔金の他に花輪等の供物を供えることができる。

第6条 その他特に必要の生じたときは、会長がその都度定める。

付 則

1. この規程は平成5年5月12日より施行する。
2. この規程の改正は平成14年4月1日より施行する。
3. この規程の改正は平成20年4月27日より施行する。

経費等支給規程

第1条 この規程は、規約第21条に基づき、職務遂行のために必要とする経費の支給について定める。

第2条 前条の経費は、次のとおりとする。

1. 会長の命により視察、研究等これに準ずる出張用務に従事する場合は、実費を支給する。
2. 会長の命により審判員、役員等として従事する場合。
1日につき3,000円以内
但し、他の団体から支給された場合は、これを支給しない。
3. その他必要経費で特に会長が認めたもの。

第3条 本連盟及び本連盟以外の大会で本連盟に選手派遣の要請があり、監督または選手として派遣した場合、及び3位以内に入賞した場合、以下の額を支給する。

1. 監督として派遣した場合 3,000円
2. 選手として派遣した場合
中学生以上 2,000円
小学生 1,000円

なお、各大会が午前午後にわたる場合は、昼食代補助として、各人500円を支給する。

3. 入賞した場合
優勝 1人3,000円
2位 1人2,000円
3位 1人1,000円

第4条 本連盟の以下の役員に次のとおり通信費を支給する。

県連派遣理事	年間	20,000円
総務部長	年間	20,000円
会計部長	年間	20,000円

付 則

1. この規程は昭和57年7月21日より施行する。
2. この規程の改正は昭和58年2月14日より施行する。
3. この規程の改正は平成5年5月12日より施行する。
4. この規程の改正は平成14年4月1日より施行する。
5. この規程の改正は平成20年4月27日より施行する。